

お客さま各位

湘南信用金庫

各種預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、湘南信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、各種預金規定の一部を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。
なお、改定後の新规定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用されますので、ご承知おきください。

記

1. 改定日

令和 8年10月 1日(木)

2. 対象規定

- (1) 当座勘定規定、小切手用法、約束手形用法、為替手形用法
- (2) 代金取立規定
- (3) 普通預金規定、無利息普通預金規定
- (4) 貯蓄預金規定
- (5) 納税準備預金規定
- (6) 定期預金等共通規定(定期積金、通知預金を含みます)

3. 主な改定内容

- (1) 当金庫における振出期限日の設定
 - ① 手形・小切手は、当金庫が定めた日までに振り出してください。
 - ② 手形・小切手を当金庫が定めた日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。
 - ③ 取引店を支払場所とする為替手形を引き受ける場合は、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ当金庫が定めた日までに振り出された手形であることを確認してください。
- (2) 当金庫における他金融機関振出の手形・小切手の預金入金扱い受付終了日の設定
他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は、受入れません。

4. 当金庫が定めた日

令和 8年 9月30日(水)

- ※ 令和 8年10月1日(木)以降は、取引先への支払を目的とした手形・小切手の振出、他金融機関振出の手形・小切手の預金入金の受付はできません。

以上

※各種預金規定の詳細につきましては、「各種規定集等」からご確認ください。

当座勘定規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>第 1 条 (当座勘定への受入)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>第 2 条～第 6 条 (省略)</p> <p>第 7 条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、当金庫が定めた日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>第 8 条 (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、当金庫が定めた日までに振り出してください。</u></p> <p>(2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ当金庫が定めた日までに振り出された手形であることを確認してください。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>第 9 条～第 16 条 (省略)</p> <p>第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を【削除】記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるとします。<u>なお、当金庫が定めた日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>第 18 条 (線引小切手の取扱い)</p>	<p>第 1 条 (当座勘定への受入)</p> <p>(1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>【追加】</u></p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>第 2 条～第 6 条 (同左)</p> <p>第 7 条 (手形、小切手の支払等)</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>【追加】</u></p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>第 8 条 (手形、小切手用紙等)</p> <p>(1) 当金庫を支払人とする小切手または取引店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>【追加】</u></p> <p>(2) 取引店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること <u>【追加】</u>を確認してください。</p> <p>(3)～(6) (同左)</p> <p>第 9 条～第 16 条 (同左)</p> <p>第 17 条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</p> <p>(1) 手形、小切手を振出しましたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるとします。<u>【追加】</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>第 18 条 (線引小切手の取扱い)</p>

<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。 <u>なお、当金庫が定めた日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>第19条～第29条 (省略)</p>	<p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができます。 <u>【追加】</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>第19条～第29条 (同左)</p>
--	---

小切手用法

改定後(新)	改定前(旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、当金庫が定めた日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p> <p>3. ～8. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>【追加】</u></p> <p>3. ～8. (同左)</p>

約束手形用法

改定後(新)	改定前(旧)
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>【削除】</u>記入してください。</p> <p>4. ～8. (省略)</p>	<p>1. ～2. (同左)</p> <p>3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>4. ～8. (同左)</p>

為替手形用法

改定後(新)	改定前(旧)
<p>1. ～3. (省略)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>【削除】</u>記入してください。</p> <p>5. ～10. (省略)</p>	<p>1. ～3. (同左)</p> <p>4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>5. ～10. (同左)</p>

代金取立規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>ただし、当金庫が定めた日を超えて振り出された、当金庫を支払場所とする手形または当金庫を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u></p> <p>2. ~10. (省略)</p>	<p>1. (取扱証券類) 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。<u>【追加】</u></p> <p>2. ~10. (同左)</p>

普通預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. ~9. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>【追加】</u></p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>3. ~9. (同左)</p>

無利息型普通預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. ~9. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>【追加】</u></p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>3. ~9. (同左)</p>

貯蓄預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. ~ 9. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>【追加】</u></p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>3. ~ 9. (同左)</p>

納税準備預金規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) ~ (5) (省略)</p> <p>3. ~ 4. (省略)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) ~ (2) (省略)</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取引店は直ちに租税納付の手続をします。<u>【削除】</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>6. ~ 9. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>【追加】</u></p> <p>(2) ~ (5) (同左)</p> <p>3. ~ 4. (同左)</p> <p>5. (預金の払戻し)</p> <p>(1) ~ (2) (同左)</p> <p>(3) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、取引店は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、取引店で扱うことのできない租税については納付先宛の金融機関振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>6. ~ 9. (同左)</p>

定期預金等共通規定

改 定 後 (新)	改 定 前 (旧)
<p>1. (省略)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>3. ~10. (省略)</p>	<p>1. (同左)</p> <p>2. (証券類の受入れ)</p> <p>(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>【追加】</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>3. ~10. (同左)</p>

赤字アンダーライン 改定箇所